

『ネットワーク安全法』施行後の4年を振り返って（二） ～データ等の越境に関する中国の規制～



弁護士 大江橋法律事務所

弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所

律師 張 鵬程

PROFILE

一、はじめに

前回に引き続き、2017年のネットワーク安全法（以下「ネット安全法」といいます。）の施行から4年を振り返りますが、2021年9月1日よりデータ安全法¹が施行され、同年11月1日からは個人情報保護法²の施行を控えており、個人情報を含むデータの処理³を規制する基本三法が揃いました。最近では日中間の越境ECビジネスが一般化しており、また中国市場で得られた様々な情報やデータ⁴を日本本社で管理、分析する企業も増えており、中国からのデータ等の越境の問題は非常に関心の高いテーマといえます。そのため、今回は、これら基本三法におけるデータ等の越境について解説していきます。

二、データ等の越境とネット安全法

1. 越境とは

データ等の越境については、どういう場合に「越境」に該当するのか、基本三法に「越境」の定義はありません。しかし、ネット安全法の制定後に行政機関等から出された各種弁法等のパブリックコメント版を見ると、「越境」に該当する場合として、中国国内の企業や個人がデータ等を中国国外へ提供する場合のみならず、中国国外の企業や個人により中国国内のデータ等へアクセス、閲覧された場合や、同じグループ企業内であっても中国国内のデータ等を中国国外へ提供した場合も挙げられています。また弊所における経験上、行政当局は中国国内に設置されたサーバーを基準に越境の判断をする傾向にあり、実務上も、日本本社からの中国現地法人の中国のサーバーに保存されているデータ等へのアクセスも「越境」と判断されるケースが多

くみられます。そのため、例えば、中国現地法人間において顧客の個人情報を電子メールで送信した場合であっても、社内システム上、電子メールが日本本社のサーバーを経由する場合、データ等の越境と判断されるリスクが高くなるため注意が必要です。

2. ネット安全法における情報の越境

ネット安全法では、重要情報インフラ運営者（以下「CIIO」といいます。）が、中国国内の運営により収集及び生み出した個人情報及び重要データを中国国内に保存する義務、並びに業務の必要からそれらを中国国外に提供する必要性が確かにある場合、国家インターネット情報部門が定める方法に従い安全評価を行う義務を定めています。しかし、この規定によれば、CIIOではない多くの企業や個人によるデータ等の越境を管理できないことになります。他方で、企業のグローバルな事業活動に不可欠なデータ等の国境を跨いだ移転に対する管理は中国に限らず各国の課題であることから、今回の個人情報保護法やデータ安全法では、CIIO以外の企業や個人を含めてデータ等の越境に関する厳格な規制が設けられました。

三、個人情報保護法に基づく個人情報の越境

1. 中国国内から個人情報を越境させる企業や個人に対する規制

中国国内から個人情報を越境させる場合、越境させる企業や個人は、主体毎の個別条件を満たしたうえで、かつ共通の手続や義務を履行する必要があります。

（1）主体毎の個別条件

¹ 中華人民共和国主席令第84号、2021年6月10日公布、同年9月1日施行

² 中華人民共和国主席令第91号、2021年8月20日公布、同年11月1日施行

³ 個人情報保護法及びデータ安全法において、個人情報やデータの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等を「処理」と定義しており、本稿で使用する「処理」も同様の意味で使用します。

⁴ 本稿で、情報及びデータを総称する場合には、「データ等」といいます。

① CIIOの場合：

必ず国家インターネット情報部門による安全評価を受けなければなりません。またCIIOは個人情報の国内保存義務を負うため、安全評価の過程で国内保存義務の履行状況、中国国外への提供の確実な必要性を含めて同部門により判断されることになります。

② CIIOでない場合：

越境させる個人情報の数量に応じて個別条件が変わります。

1) 越境させる個人情報が、国家インターネット情報部門が定める数量に達した場合、CIIOと同様に、同部門による安全評価を受けなければなりません。

現時点で具体的な基準数量は明らかではないものの、2017年に国家インターネット情報部門が発行したデータ等の越境安全管理弁法のパブコメ版では各回又は累計50万人以上の個人情報を含むときは同部門による安全評価を義務付けており、将来的には同程度の基準が設定されることが予想されます。

2) 基準数量に達しない企業や個人は、以下のいずれかの対応を採ることになります。

ア) 専門機構による個人情報保護の認証を受ける。

イ) 国家インターネット情報部門が定める標準契約に基づき中国国外の情報受領者との間で契約を締結し、双方の権利義務について約定する。

実際にはイ)の条件を充足しようとする企業が多いと予想されますが、「標準契約」については、2020年の個人情報保護法第一次草案では「契約」とのみ規定されていたところ、2021年の第二次草案で「国家インターネット情報部門が定める標準契約」に修正されており、契約の一方当事者である中国国外の情報受領者に対する様々な義務を定めることを要求される可能性があります。

(2) 共通の手続及び義務

個人情報を越境させる企業や個人は、自らの属性や越境させる情報の数量を問わず、以下の手続を踏む必要があります。

1) 個人情報の対象である本人に対して中国国外の情報受領者の名称、連絡先、越境の目的、個人情報の種類、更に本人が行行使できる権利を告知したうえで、本人の単独の同意⁵

を得る必要があります。

2) 必要な措置を採って、中国国外の情報受領者による個人情報の処理が中国の個人情報保護法の定める保護基準に到達していることを保障しなければなりません。

3) 越境の前に、個人情報を中国国外に提供することの合法性や必要性、個人情報の対象である本人の権益への影響やリスク、更には2)の措置を含むその採用した保護措置の合法性、有効性、予想されるリスクに対する措置の相当性等に関する影響評価を行い、かつ処理状況を記録して3年以上保存しなければなりません。

(3) 敏感個人情報の取扱い

個人情報は一般の個人情報と敏感個人情報に区別されますが、個人情報の越境に関して、敏感個人情報につき特別な手続が追加されるわけではありません。

もっとも、敏感個人情報については、一般の個人情報に比べて厳格な保護措置を採ることが義務付けられており、越境の必要性や採るべき保護措置の内容、リスクへの相当性といった判断は厳格にならざるを得ません。また敏感個人情報の範囲については、個人情報保護法の立法過程で、14歳未満の未成年の個人情報が追加され、更に個人の行動履歴も明記されるなど徐々に広がっており、事業の内容によっては取り扱う情報の多くが敏感個人情報というケースもあります。そのため、越境させる個人情報が敏感個人情報に該当するか否かの判断も重要な意味を持ちます。

2. 中国国外で個人情報を受け取る企業や個人に対する規制

(1) 中国国外の情報受領者に対する域外適用

今回の個人情報保護法で注目されるポイントの一つとして、中国国外の企業や個人に対する同法の域外適用が明記された点が挙げられます。具体的には、中国国内の自然人の個人情報に関する中国国外での処理活動が、以下のいずれかに該当する場合には、中国の個人情報保護法が適用されます。

① 中国国内の自然人に商品やサービスを提供することを目的にする場合

② 中国国内の自然人の行動を分析、評価する場合

この規定は、EUのGDPRをモデルにしたといわれています。

⁵ 「単独の同意」に関する定義や基準は定められていませんが、中国国内で個人情報を取得する際に、越境させる情報の種類や中国国外の情報受領者を特定することなく抽象的に越境の同意を得たとしても、「単独の同意」とは認められません。

す。しかし、中国の個人情報保護法では、上記①、②いずれの場合も、中国国内で専門機構を設立するか又は自らの代表を指定し、個人情報保護に関する事務を処理させることを義務付けたうえ、更にその機構名称又は代表者氏名、連絡方法等を個人情報の主管部門に報告することを義務付けており、当局による管理の色合いを強く持ちます。

(2) 個人情報の提供制限・禁止リスト

上記のような域外適用に該当しない場合、中国国外の情報受領者による個人情報安全措置の実施等については、中国国内から個人情報を越境させる企業や個人が責任を負います。もっとも、個人情報の利益を侵害する若しくは中国の国家安全、公共の利益に危害を加える活動を行う中国国外の情報受領者については、国家インターネット情報部門の判断により、個人情報の提供制限・禁止リストに追加され、その後の個人情報の提供が制限・禁止されます。

四、データ安全法に基づくデータの越境

1. データの分類

データの取扱いについて、ネット安全法では、電子データを前提とする「ネットワークデータ」を前提に、その越境についてはCIIOによる「重要データ」の越境について規制をしていました。

これに対し、データ安全法では、データを「全ての電子若しくはその他の方式の情報に対する記録」と定義し、情報の記録全体に適用されることが予定されています。そのうえで、データの経済社会における重要度、データの改ざん・漏洩等が生じた場合のリスクの程度等に応じた、データの等級分類制度を確立するものとされ、その種類や内容を定めた重要データのリストの作成が予定されています⁶。

2. データの越境

データ安全法において、その越境を規制される対象は「重要データ」であり、以下のように、越境させる主体の属性に応じて必要な手続を区別しています。

(1) CIIOの場合

重要データの越境安全管理はネット安全法に従うものとされており、CIIOに認定された企業が重要データを越境させる場合には、国家インターネット情報部門による安全

評価を受けることになります。

(2) CIIO以外のデータ処理者⁷の場合

国家インターネット情報部門と国務院で別途弁法を制定する旨を定めています。重要データの越境管理弁法については、2017年に、国家インターネット情報部門により「個人情報及び重要データの越境安全評価弁法」のパブリックコメント版が発行されたことがあります。正式な公布には至っていません。2017年当時のパブリックコメント版では、データを越境させる企業や個人が自らの責任で、事前に重要データの越境に関する安全評価を行うことを原則としていますが、データへの管理を強める近時の中国の政策動向に鑑みると、当該原則の修正が図られる可能性もあると予想されます。

3. 域外適用

データ安全法では、個人情報保護法と異なり、中国国外の企業や個人に同法を直接に域外適用する旨の規定はありません。もっとも、中国国外でのデータ処理活動が中国の国家安全、公共の利益、公民等の利益に危害を及ぼす場合には法律に基づき責任を追及する旨を定めています。

五、個人情報と重要データの交錯と越境規制

一見すると個人情報と重要データは全く別の概念のように見えますが、両者が交錯する場面もあります。この点、2021年8月に公布され、同年10月1日の施行を控える「自動車データ安全管理の若干規定」（以下「自動車データ規定」といいます。）では、重要データと個人情報が交錯する自動車運行データの処理や、それらのデータの越境規制を定めています。

1. 自動車データと適用主体

自動車データ規定上、規制対象である「自動車データ」は自動車の設計、生産、販売、維持管理等の過程における個人情報データ及び重要データを指します。ここでいう「個人情報データ」については、個人情報保護法でいうところの個人情報と同一の内容ですが、「重要データ」については、自動車データの管理という観点から、以下の内容を含みます。

① 軍事管理区、国防科学工業単位及び県級以上の党政機関など重要敏感区域における地理情報、人や車両の通行量の

⁶ データ安全法では、重要データに加えて、特に国家安全、国民経済ライフライン、重要な民生、重大な公共利益に関わるデータを国家核心データと位置付け、更に厳格な管理を行う旨を定めています。

⁷ データ安全法では、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等の行為を「データ処理」と定義し、「データ処理」を行う企業等をデータ処理者と定義しています。

データ

- ② 車両の通行量、物流等の経済運行状況を反映するデータ
- ③ 自動車の充電ネットワークの運行データ
- ④ 顔の認識データ情報、車両のナンバープレート情報など車外の映像、画像データ
- ⑤ 10万人以上の自然人に関わる個人情報

このように、自動車データに関しては、人や車両の通行データ、個人の顔認識データ、一定数量以上の個人データなど、多岐にわたる個人情報を「重要データ」に含めています。これは、自動車に関わる個人情報データが、同時に製造、金融、交通、運輸、サービスなど広範な産業分野と公共サービスに関わる情報を含むことから、重要データに分類したものと考えられます。もっとも、個人情報であれば匿名化を通じて個人情報性を喪失させる選択肢が考えられますが、いったん「重要データ」に含まれると匿名化を通じて情報の特定性を喪失させて規制のハードルを下げるができなくなるため、企業にとっては柔軟な対応を取りづらくなります。

更に、この「自動車データ」を処理する「自動車データ処理者」には、自動車の完成車メーカーのみならず、部品及びソフトウェアサプライヤー、販売事業者、メンテナンス機構及びモビリティサービス企業等が含まれます。中国でも自動車関連業界の日系企業が多数事業を展開しており、また最近では、中国での自動車の運行データ、部品の使用状況に関するデータ、車外の景色や人の動きの映像データなどを使った新たな製品、サービスの開発が行われており、日本本社との共同研究開発を行うケースも多いため、データの越境が問題となるケースが増えています。

2. 自動車データの越境に関する枠組と厳格な規制

自動車データ規定によれば、自動車データのうち重要データについては、中国国内での保存が義務付けられ、かつ業務により越境させる必要が確実にある場合、国家インターネット情報部門と国务院の関連部門の組織による安全評価を受けることが義務付けられます。これに対し、重要データに含まれない個人情報については、その他の法律、行

政法規の規定に従うものとされています。

基本三法のいずれにおいても、個人情報や重要データの中国国内保存義務を負うのはCIIOのみです。これに対し、自動車データ規定において、自動車データ処理者は重要データの国内保存義務を負うことに鑑みると、自動車データのうち重要データを取り扱う企業については、CIIOに認定される可能性が考えられます。

更に、中国国内で重要データを処理する自動車データ処理者は、毎年年末に関係部門に対して安全管理状況の報告義務を負いますが、もし重要データを越境させる場合、更に中国国外の重要データ受領者の基本状況や越境させた重要データの保存場所等に関する報告義務を負います。

六、まとめ

基本三法におけるデータ等の越境規制に関して、各企業が最初に留意すべきポイントは、自社がCIIOに認定されるか否かという点になります。そして、自社がCIIOに該当しない場合、個人情報に関しては越境させる情報の数量や敏感度、データに関しては今後予定される重要データリストへの該当性に応じて、データ等の越境の難易度、手続の煩雑さを判断することになります。

更に、自動車走行データのように、走行履歴など個人情報としての性質を超えて公共サービスに資する性質を併せ持つ情報の取扱いに関しては、自動車データ規定のように、個別の業界にフォーカスした個別の規制の有無に留意する必要があります。

また中国国外でデータ等を受け取る日本本社としては、域外適用のリスクについて考慮しておかなければなりません。

今後、消費者の行動履歴など非構造化データを活用したビジネスが中国でも更に加速することが予想されるため、各企業としては、自社で取り扱う中国国内の個人情報や重要データの内容、中国国外への越境の現状を正確に把握し、自社に適用される可能性が高い越境規制への対応を図ることが重要となります。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければ存じます。